

12月11日の本会議において産業経済常任委員会に付託を受けました、議案第93号について、12月12日に開催した委員会の審査結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

水道法の一部を改正する法律の概要で指定給水装置工事事業者制度の改善について、資質の保持や実態との乖離の防止を図るためとはどのようなものかとの質疑に対して、現行制度では廃業等があっても届け出がなく、台帳に反映されない実態があり、その整理をするためとの答弁でした。

また、手数料についての質疑に対して、指定給水装置工事事業者制度手数料検討会で新規手数料は、10,000 円を県内標準額、更新手数料は、8,000 円を県内統一額とすることとなっており、県内の現状に即したものとなっているとの答弁でした。

以上が質疑の概要であります。その後、討論は無く、採決を行いました。

その結果、議案第93号湖南省市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。